

年 管 発 0 2 2 1 第 1 号
令 和 7 年 2 月 2 1 日

日 本 年 金 機 構 理 事 長 } 殿
地 方 厚 生 (支) 局 長 }

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について
(通知)

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第13号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏のなきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

(1) 年金請求書の記載事項の簡素化

年金請求者の手続の負担軽減のため、年金請求書の記載事項の簡素化を行う。

(2) 年金請求書における公金受取口座の登録意思の確認

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）が改正され、預貯金者に対して公金受取口座登録の意思を確認した上で、公的給付支給等口座情報を内閣総理大臣（デジタル庁）へ提供することができることとされ、当該口座情報を提供するための事務処理を厚生労働大臣（日本年金機構）が実施することとなった。そこで、年金請求書において年金受取口座を公金受取口座として登録する意思を有するかを確認するための改正を行う。

第2 改正の概要

(1) 年金請求書の記載事項の簡素化

厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）及び国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）で規定する年金請求書の記載事項について、それぞれ社会

保険オンラインシステム等で確認可能なもの（併給できない他年金の受給権を有する場合における当該他年金の名称等）を削除すること。

（２）年金請求書における公金受取口座の登録意思の確認

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則で規定する年金請求書の記載事項について、年金受取口座情報と併せて、当該口座を公金受取口座として登録する場合にはその旨を記載することとする。

（３）その他所要の改正を行うこと。

第３ 施行期日

（１）年金請求書の記載事項の簡素化

令和７年３月１日から施行すること。

（２）年金請求書における公金受取口座の登録意思の確認

令和７年６月１日から施行すること。

（３）その他所要の改正

公布日から施行すること。

○厚生労働省令第十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項及び第一百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(裁定の請求)			(裁定の請求)		
第三十条 老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を			第三十条 老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を		

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

記載した請求書を、機構に提出しなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第二号の二及び第二号の三に掲げる事項を記載することを要しない。

一、二の三 (略)

三 被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。第七号において同じ。）であつた期間、国民年金の被保険者であつた期間又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間（以下「公的年金制度の加入期間」という。）を有する者及び国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。以下「合算対象期間」という。）を有する者にあつては、その旨

(削る)

(削る)

四 (略)

五及び六 削除

七、八の三 (略)

九及び十 削除

記載した請求書を、機構に提出しなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第二号の二及び第二号の三に掲げる事項を記載することを要しない。

一、二の三 (略)

三 被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。第五号から第七号までにおいて同じ。）であつた期間、国民年金の被保険者であつた期間又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間（以下「公的年金制度の加入期間」という。）を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ 国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。以下「合算対象期間」という。）を有する者

ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四 (略)

五 削除

六 最後に被保険者の資格を喪失したときに第四種被保険者等（旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧船員保険法第二十条の規定による被保険者を含む。以下この章において同じ。）であつた者にあつては、その旨

七、八の三 (略)

九 次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）又は記号番号若しくは番号

イ 法又は旧法による年金たる保険給付

ロ 国民年金法又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による年金たる給付

ハ 旧船員保険法による年金たる保険給付

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

- 十一 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
- イ ハ (略)
- ニ イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者 その旨
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第一号の二に掲げる書類を添えることを要しない。
- 一 削除
- 一の二、四 (略)
- 四の二 削除

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は同法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

十 配偶者が公的年金給付及び次に掲げる給付（以下「公的年金給付等」という。）のうち老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

ロ 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ハ 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ニ 執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ホ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合法が支給する年金たる給付

ヘ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）による年金たる給付

十一 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ ハ (略)

(新設)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第一号の二に掲げる書類を添えることを要しない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二、四 (略)

四の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の三 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有している受給権者（経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。）にあつては、次に掲げる書類（削る）

イ・ロ（略）

五七七（略）

八 削除

九（略）

338（略）

9 前項の請求をする者が、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

一三（略）

四 障害を支給事由とする次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）又は記号番号若しくは番号

イ 法又は旧法による年金たる保険給付

ロ 国民年金法又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による年金たる給付

ハ 旧船員保険法による年金たる保険給付

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

四の三 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有している受給権者（経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。）にあつては、次に掲げる書類

イ 配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類

ロ・ハ（略）

五七七（略）

九（略）

338（略）

9 前項の請求をする者が、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

一三（略）

四 障害を支給事由とする公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

へ) なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法(平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。)の長期給付に関する規定による年金たる給付又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

10
12 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十条の五 法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項(昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 五の二 (略)

六 配偶者が公的年金給付及び次に掲げる給付(以下「公的年金給付等」という。)老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

イ 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付

ロ 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ハ 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ニ 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金たる給付

ホ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ヘ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)による年金たる給付

2・3 (略)

(裁定の請求)

第四十四条 障害厚生年金又は障害手当金(厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者にあつては、その旨(削る)

(削る)

四 五の二 (略)

(新設)

(新設)

10
12 (略)

(支給停止解除の申請)

第三十条の五 法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項(昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 五の二 (略)

六 配偶者が公的年金給付等(老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。)を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(裁定の請求)

第四十四条 障害厚生年金又は障害手当金(厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ 現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む。)の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者

ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四 五の二 (略)

五の三 削除

五の四・六 (略)

七 削除

七の二 (略)

八 削除

九 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イハ (略)

二 第三十条第一項第十一号二に規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 削除

三 三六 (略)

七 削除

八 (略)

(削る)

九・十 (略)

三・四 (略)

第四十七条の二 障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の受給権者は、法第五十二条第四項の規定による障害厚生年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 次に掲げる者にあつては、その旨

イ (略)

ロ 現に第四種被保険者等（旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧船員保険法第二十条の規定による被保険者を含む。以下この章において同じ。）である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者

ハ (略)

五 十一 (略)

二・三 (略)

五の三 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

五の四・六 (略)

七 旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた者又は旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた者にあつては、障害共済年金を受ける権利の有無及びその権利を有するときは、当該共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨

七の二 (略)

八 配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

九 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イハ (略)

(新設)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 三六 (略)

七 公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

八 (略)

八の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

九・十 (略)

三・四 (略)

第四十七条の二 障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の受給権者は、法第五十二条第四項の規定による障害厚生年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 次に掲げる者にあつては、その旨

イ (略)

ロ 現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者

ハ (略)

五 十一 (略)

二・三 (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金(厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 二 (略)

三 被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び合算対象期間を有する者であるときは、その旨

(略)

(略)

四 (略)

五及び六 削除

七・八 (略)

九 削除

十 十三 (略)

十四 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 八 (略)

ニ 第三十条第一項第十一号ニに規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2 (略)

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

(略)

二 削除

(略)

三 十二 (略)

十三 削除

十四 (略)

4・5 (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金(厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。)について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一 二 (略)

三 被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨

イ 合算対象期間を有する者

ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四 (略)

五 削除

六 被保険者又は被保険者であつた者が最後に被保険者の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつたときは、その旨

七・八 (略)

九 請求者が公的年金給付を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十 十三 (略)

十四 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 八 (略)

(新設)

2 (略)

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 (略)

一の二 第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二 被保険者であつた者が第八十二条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書(年金証書を添えることができないときは、その事由書)

三 十二 (略)

十三 公的年金給付(厚生労働大臣が支給するものを除く。)を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

十四 (略)

4・5 (略)

(削る)			
6 (略)			
第六十条の二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。			
一、二 (略)			
三 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項			
イ、ハ (略)			
二 第三十条第一項第十一号二に規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨			
2・3 (略)			
(国民年金法施行規則の一部改正)			
二条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。			
改	正	後	(基礎年金番号通知書の交付等) 第十條 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者(第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十七条第一項第四号二からトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて同項第四号二からトまでに掲げる年金たる給付の加給年金の対象者である配偶者(以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。))にあつては、法第八十八条第二項又は法附則第八條の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。)に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。
			(略)
改	正	前	(基礎年金番号通知書の交付等) 第十條 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者(第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十六条第一項第六号二からトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて第十六条第一項第六号二からトまでに掲げる年金たる給付の加給年金の対象者である配偶者(以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。))にあつては、法第八十八条第二項又は法附則第八條の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。)に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。
			(略)
6 被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時若しくは旧法若しくは船員保険法による年金たる保険給付(法による年金たる保険給付にあつては、厚生労働大臣が支給するものに限る。)、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)第十七条第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。			
一 当該被保険者又は被保険者であつた者の受けていた年金たる保険給付の年金証書の年金コード			
二 請求者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合はその旨			
7 (略)			
第六十条の二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。			
一、二 (略)			
三 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項			
イ、ハ (略)			
(新設)			
2・3 (略)			
(傍線部分は改正部分)			

(裁定の請求)

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ (略)

(削る)

(削る)

四 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者にあつては、その旨

(削る)

(削る)

(削る)

五及び六 削除

(裁定の請求)

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ (略)

ハ 最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者）
ニ 昭和六十年改正法第七号に規定する第四種被保険者を含む。以下同じ。）であつた者
四 次に掲げる者にあつては、その旨

イ 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者

ロ 昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者

ハ 昭和六十年改正法附則第十八条第一項の規定に該当する者

五 次に掲げる者にあつては、その旨

イ 昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる者

ロ 昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定による加算が行われる者（六十五歳以上七十歳未満の者であつて令第四条の六に定める障害の状態にあるものに限る。）

六 次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付等」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ 法又は旧法による年金たる給付

ロ 厚生年金保険法又は旧厚生年金保険法による年金たる保険給付

ハ 旧船員保険法による年金たる保険給付

ニ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

七| 昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項及び第十八条第一項の規定に該当する者並びに昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イ 八 (略)

二 イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者 その旨

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 十 (略)

十一 削除

十二 (略)

3 七 (略)

(支給停止解除の申請)

第十七条 法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 三 (略)

ヘ| なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の長期給付に関する規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

チ| 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

リ| 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ヌ| 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ル| 執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ヲ| 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ワ| 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

七| 第四号ロ及びハ並びに第五号イに掲げる者にあつては、その者の配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 八 (略)

(新設)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 十 (略)

十一 公的年金給付等（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付等を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十二 (略)

3 七 (略)

(支給停止解除の申請)

第十七条 法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）のうち法又は旧法による年金たる給付及び障害を支給事由とする年金たる給付（受給権者が六十五歳に達していないときは死亡を支給事由とするものを含む。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ 法又は旧法による年金たる給付

ロ 厚生年金保険法又は昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付

ハ 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による年金たる保険給付

ニ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号、第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

ヘ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の長期給付に関する規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

254 (略)

(裁定の請求)

第三十一条 法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者にあつては、その旨

(削る)

(削る)

四・七 (略)

八 削除

九・十 (略)

四 第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）のうち法又は旧法による年金たる給付及び障害を支給事由とする年金たる給付（受給権者が六十五歳に達していないときは死亡を支給事由とするものを含む。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

254 (略)

(裁定の請求)

第三十一条 法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一・二 (略)

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ 最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者

ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四・七 (略)

ハ 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

九・十 (略)

十一 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イハ (略)

二 第十六条第一項第八号二に規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一ハ (略)

十一 削除

十二・十三 (略)

三ハ (略)

第三十三條の二 法第三十四条第四項(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。))第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。の規定による障害基礎年金(昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第一一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項(第二号を除く。))において同じ。の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一ハ (略)

四 次に掲げる者にあつては、その旨

イ (略)

ロ 最後に第一号厚生年金被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む。)の資格を喪失したときに第四種被保険者(昭和六十年改正法附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者(旧厚生年金保険法第三号第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。))をいう。以下同じ。であつた者

ハ (略)

五ハ (略)

二・三 (略)

(裁定の請求)

第三十九條 法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一ハ (略)

三 被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨

イハ (略)

(削る)

(削る)

四 被保険者又は被保険者であつた者が昭和六十年改正法附則第十二号第一項第八号から第九号までの規定に該当する者であるときは、その旨

(削る)

(削る)

(削る)

十一 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イハ (略)

(新設)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一ハ (略)

十一 公的年金給付(厚生労働大臣が支給するものを除く。)を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることが出来る書類

十二・十三 (略)

三ハ (略)

第三十三條の二 法第三十四条第四項(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。))第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。の規定による障害基礎年金(昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第一一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項(第二号を除く。))において同じ。の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一ハ (略)

四 次に掲げる者にあつては、その旨

イ (略)

ロ 最後に第一号厚生年金被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む。)の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者

ハ (略)

五ハ (略)

二・三 (略)

(裁定の請求)

第三十九條 法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一ハ (略)

三 被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨

イハ (略)

ハ (略)

ハ 最後に第一号厚生年金被保険者(旧船員保険法による被保険者を含む。)の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者

二 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四 被保険者又は被保険者であつた者が次に掲げる者であるときは、その旨

イ 昭和六十年改正法附則第十二号第一項第八号から第十九号までの規定に該当する者

ロ 昭和六十年改正法附則第十五号第一項又は第二項の規定に該当する者

ハ 昭和六十年改正法附則第十八号第一項の規定に該当する者

五 削除

六〇十 (略)

十一 削除

十二 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イハ (略)

二 第十六条第一項第八号二に規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2 (略)

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一〇十二 (略)

十三 削除

十四 (略)

4 (略)

(削る)

5・6 (略)

(裁定の請求の特例)

第四十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一〇二 (略)

三 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イハ (略)

二 第十六条第一項第八号二に規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2・6 (略)

五 被保険者又は被保険者であつた者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者であるときは、その旨（この場合において、被保険者又は被保険者であつた者が同項各号に規定する年金たる給付の受給権を有するときは、当該年金たる給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号を含む。）

六〇十 (略)

十一 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十二 次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イハ (略)

(新設)

2 (略)

3 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一〇十二 (略)

十三 第一項第十一号に規定する給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十四 (略)

4 (略)

5 被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時法又は旧法による年金たる給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該被保険者又は被保険者であつた者が受ける権利を有していた年金たる給付の年金証書の年金コード

二 受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合は、その旨

6・7 (略)

(裁定の請求の特例)

第四十条 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一〇二 (略)

三 次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イハ (略)

(新設)

2・6 (略)

(裁定の請求)

第六十条の二 法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一、四 (略)

五 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、当該イから二までに定める事項

イ、ハ (略)

二 第十六条第一項第八号二に規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2、4 (略)

(添付書類の省略等)

第八十五条 (略)

2、6 (略)

7 第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書、申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

(法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第九十六条 法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 国民生活基礎調査規則(昭和六十一年厚生省令第三十九号)第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 被保険者の資格並びに公的年金給付及び次に掲げる年金たる給付の受給状況

(1) 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付

(2) 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

(3) 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

(4) 執行官法(昭和四十一年法律第一百一十号)附則第十三条の規定による年金たる給付

(5) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

(6) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による年金たる給付

ハ・ニ (略)

四 (略)

(裁定の請求)

第六十条の二 法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一、四 (略)

五 次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ、ハ (略)

(新設)

2、4 (略)

(添付書類の省略等)

第八十五条 (略)

2、6 (略)

7 第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

(法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第九十六条 法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 国民生活基礎調査規則(昭和六十一年厚生省令第三十九号)第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 被保険者の資格及び公的年金給付等の受給状況

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ・ニ (略)

四 (略)

附 則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中国民年金法施行規則第八十五条第七項の改正規定 公布の日

二 第一条中厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十一号、第四十四条第一項第九号、第六十条第一項第十四号及び第六十条の二第二項第三号の改正規定並びに第二条中国民年金法施行規則第十六条第一項第八号、第三十一条第一項第十一号、第三十九条第一項第十二号、第四十条第一項第三号及び第六十条の二第二項第五号の改正規定 令和七年六月一日